

令和2年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

令和2年10月21日 14:00～17:00

高知共済会館3階中会議室「藤」

1 開会 (14:00～)
農業政策課長挨拶

2 議事

(1) 産地パワーアップ事業について (14:05～)
内容説明：農業イノベーション推進課

(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について
内容説明：農業イノベーション推進課

(3) 多面的機能支払交付金について (14:45～)
内容説明：農業政策課

～休憩～

(4) 中山間地域等直接支払交付金について (15:30～)
内容説明：農業政策課

(5) 閉会 (17:00～)

産地パワーアップ事業

強い農業・担い手づくり総合支援交付金資料

令和2年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(1) 産地パワーアップ事業について

(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について

○高知県の「次世代型こうち新施設園芸システム」の取組・実績

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び産地パワーアップ事業の実績について

農業イノベーション推進課

高知県の「次世代型こうち新施設園芸システム」の取組・実績

○ 次世代型こうち新施設園芸システムの確立・普及

耕地 1 ha 当たりの
園芸農業の産出額
全国 1 位 (H30)
(高知県674万円 全国平均146万円)

向上に向ける
生産性

H21~

オランダ王国ウェストラント市と
友好園芸農業協定を締結



H23~

オランダの技術を、
高知の気候条件や
栽培品目などに合わせて改良

H26~

次世代型こうち
新施設園芸システム
普及開始

【国】強い農業づくり交付金
(次世代施設園芸優先枠)

【国】強い農業づくり交付金※
(H31~強い農業・担い手づくり総合支
援交付金)

【国】産地パワーアップ事業※
【県】企業立地促進事業
【県】次世代型ハウス・農業クラス
ター促進事業
【県】園芸用ハウス整備事業

【国】産地パワーアップ事業
(生産支援事業)
【県】環境制御技術高度化事業

※令和元年度より若者の次世代型ハ
ウス整備の負担軽減支援を開始
国費を活用して45歳未満の認定農
業者または青年農業士の認定を受け
た者が次世代型ハウスを整備する
場合に、県が10%の加算を行う。

収量
倍増

大規模施設園芸団地

収量
倍増

高軒高ハウスを中心とする
大規模次世代ハウス

収量
3~5割増

低コスト耐候性等の
中規模次世代ハウス

収量
3割増

既存型ハウスへの
環境制御技術導入

次世代型
こうち新施設園芸システム

[H26~H29総事業費111.3億円
(うち県・国補助49.7億円)]

□ 四万十町次世代団地 (H28.3完成)

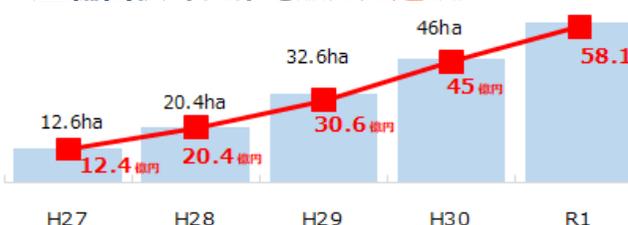
受益面積 **4.3ha**
販売目標 **6.1億円**
雇用増 **96名**



集出荷施設
エネルギー供給施設
堆肥化施設 等 併設

□ 次世代型ハウスの普及

<整備面積 (累計) と販売見込額>



例 | 南国市
パプリカ・ピーマン
1棟,0.7ha



□ 環境制御技術の普及

<導入面積 (累計) と増収見込額>



53%の
農家に普及

※主要7品目



強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び産地パワーアップ事業の実績について

農業イノベーション推進課 次世代園芸推進担当

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

概要

産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金



○ 経営体育成支援事業と強い農業づくり交付金を統合した事業。農業者から地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体まで、経営体の規模に応じた支援を展開。

産地パワーアップ事業

概要

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が販売額の向上や生産コストの低減など、課題の解決や目標を達成するために自ら定めた「産地パワーアップ計画」に基づいた取組について支援する事業。

整備事業

低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備を支援

補助率：1/2以内
財 源：国庫支出金、基金



生産支援事業

農業機械等のリース導入、生産資材の導入について支援

補助率：1/2以内
財 源：基金



環境制御装置



炭酸ガス発生装置



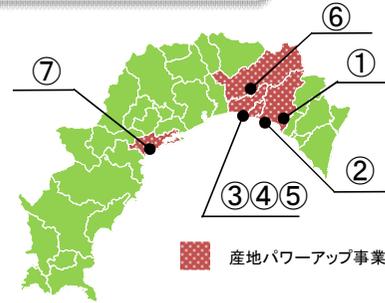
自動カーテン



被覆資材

令和元年度実績

整備事業



総事業費 **880,243**千円
国費 **398,411**千円
県費 **41,689**千円

【低コスト耐候性ハウス】
整備棟数：13棟、整備面積：3.048ha



■整備棟数：1棟

①安芸市 ピーマン

総事業費 **132,300**千円
国費 **61,250**千円

■受益面積：0.540ha



■整備棟数：1棟

②芸西村 みょうが

総事業費 **134,200**千円
国費 **58,187**千円
県費 **12,200**千円

■受益面積：0.311ha

③香南市 ピーマン

総事業費 **58,300**千円
国費 **26,500**千円
県費 **5,300**千円

■受益面積：0.180ha



■整備棟数：2棟

④香南市 いら

総事業費 **38,368**千円
国費 **17,400**千円
県費 **3,488**千円

■受益面積：0.150ha

⑤香南市 いら

総事業費 **125,730**千円
国費 **57,150**千円
県費 **11,430**千円

■受益面積：0.758ha



■整備棟数：1棟

⑥香美市 いら

総事業費 **64,790**千円
国費 **29,450**千円

■受益面積：0.286ha



■整備棟数：6棟

⑦須崎市 みょうが

総事業費 **326,554**千円
国費 **148,434**千円
県費 **9,271**千円

■受益面積：0.823ha

生産支援事業

総事業費 **712,495**千円
国費 **352,385**千円

●事業実施農家数 計**269**戸
(県再生協：191戸、地域再生協：78戸)

主な活用事例

- 環境制御装置
 - ・ハウス内を植物の栽培に適する環境に制御することにより収量・品質の向上を図る



令和2年度成果見込み

整備事業

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金含む)



■整備棟数：2棟

■受益面積：0.367ha

黒潮町 きゅうり

総事業費 **152,900**千円
国費 **69,500**千円

香美市 いら

総事業費 **156,136**千円
国費 **70,971**千円
県費 **14,194**千円

■整備棟数：2棟

■受益面積：0.722ha

生産支援事業

総事業費 **51,485**千円
国費 **25,742**千円

●実施農家見込数：20戸
環境制御装置、
いらそぐり機
点滴灌水チューブなど

多面的機能支払交付金資料

令和2年度

第1回高知県農業経営・生産対策に関する第三者委員会

配布資料

多面的機能支払交付金について

- 令和元年度多面的機能支払交付金の実施状況（確定値）について
- 多面的機能支払交付金の取組拡大に向けた推進について

農業政策課

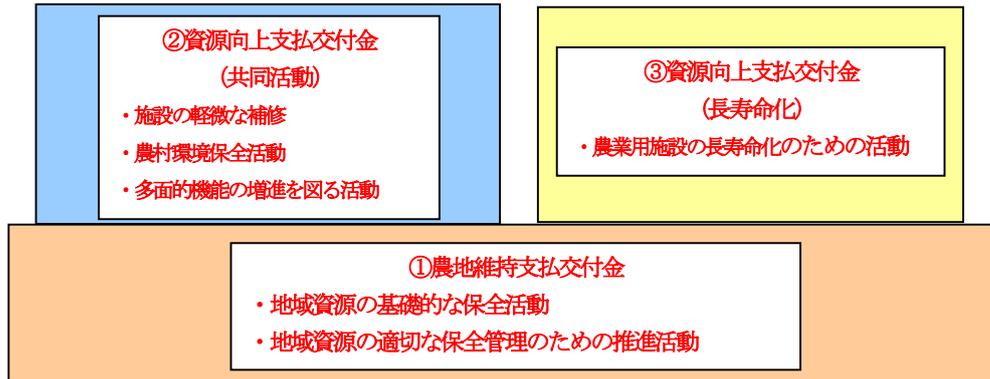
多面的機能支払交付金に係る制度の概要について

1 背景・目的

- 「日本型直接支払制度」(H27年度法制化)の1つとして実施。
(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動組織に対し交付金を交付する。

2 概要

(1) 交付金の構成



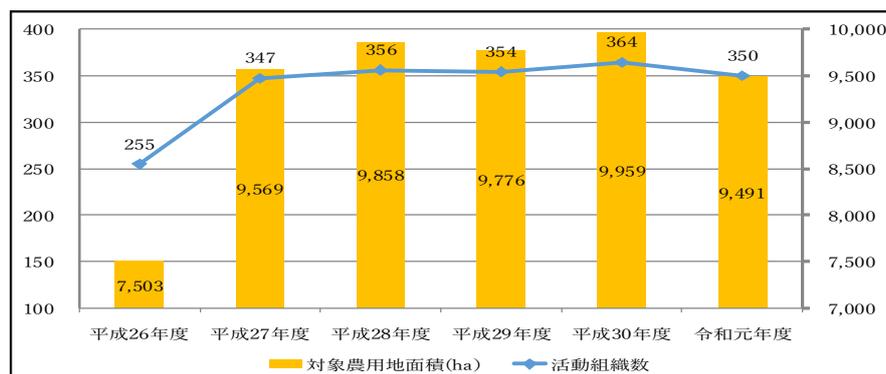
※中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域については、資源向上支払(長寿命化)のみに取り組むことが可能

(2) 交付単価、活動内容等

区分	地目	交付単価(10a当たり)	活動内容	活動組織の要件
①農地維持支払交付金	田	3,000円	基礎的保全活動(水路の泥上げ、農道の草刈り等)、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	250円		
②資源向上支払交付金 (共同活動)	田	2,400円	施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進等を支援	非農業者の参加が要件
	畑	1,440円		
	草地	240円		
③資源向上支払交付金 (長寿命化)	田	4,400円	施設の長寿命化のための活動 (まとまった規模の施設の補修・更新等) 原則工事1件当たりの費用は200万円未満	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	400円		

(3) 活動組織数、交付金対象農用地面積

区分	平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度実績		平成30年度実績		令和元年度実績	
	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)
①農地維持支払交付金	318	8,940	334	9,339	331	9,253	341	9,437	333	9,211
②資源向上支払交付金(共同活動)	230	6,801	241	6,957	231	6,767	243	6,989	232	6,713
③資源向上支払交付金(長寿命化)	205	6,446	239	7,628	243	7,728	255	7,955	243	7,629



多面的機能支払交付金の活動組織数と対象農用地面積の推移

令和元年度の高知県における活動実績

1 活動組織の構成 (取組組織数:350組織)

	農業者 (人、団体)					農業者以外 (人、団体)									
	個人	団体				個人	団体								
		農事組合法人	営農組合	その他	計		自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他	計
全体	15,458	20	27	59	106	2,375	282	47	17	20	13	43	3	279	704
1組織あたり平均	44.2				0.3	6.8									2.0

2 農地維持支払交付金にて保全管理する施設 (取組組織数:333組織)

	水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)
全体	3,148	1,720	108
1組織あたり平均	9.5	5.2	0.3

3 資源向上支払交付金(共同活動)の農村環境保全活動の実施状況 (取組組織数:232組織)

テーマ	生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留・地下水かん養	資源循環	計
実践活動の選択数	31	24	275	4	1	335

4 資源向上支払交付金(共同活動)の多面的機能の増進を図る活動の実施状況 (取組組織数:194組織)

活動項目	遊休農地の有効活用	農地周りの共同活動の強化	地域住民による直営施工	防災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い展開	医療・福祉との連携	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	計
活動項目の選択数	12	80	94	1	32	3	3	225

5 交付金の収支実績 (取組組織数:350組織)

収入の部(円)							支出の部(円)								
前年度からの持越額(農地維持+共同活動)	前年度からの持越額(長寿命化)	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金(共同)	資源向上支払交付金(長寿命化)	利子等	合計	日当	購入・リース費	外注費	その他	返還	次年度への持越額(農地維持+共同活動)	次年度への持越額(長寿命化)	合計	
113,296,534	67,111,212	267,166,150	116,484,418	298,442,851	4,176,864	866,678,029	228,211,850	119,646,328	277,499,650	41,315,146	23,283,874	108,438,651	68,282,530	866,678,029	

多面的機能支払交付金 R元実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金							
		実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			R元 交付金額 (千円)	R元 県交付金額 (負担額) (千円)	
				田	畑	草地			
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183
	安芸市	○	8	572.4	539.4	33.0		16,842	4,211
	東洋町	○	1	50.8	50.8			1,525	381
	奈半利町	○	4	82.4	74.0	8.4		2,387	597
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199
	安田町	○	7	135.4	131.4	4.0		4,023	1,006
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237
	馬路村	○	1	8.8	3.2	5.6		208	52
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		3,414	854
	小計		9	36	1,197.7	1,094.1	102.5	1.1	34,875
中央東	南国市	○	28	1,040.6	1,017.1	23.5		30,984	7,746
	香南市	○	9	270.6	219.4	51.2		7,606	1,901
	香美市	○	24	477.3	439.4	37.3	0.6	13,929	3,482
	本山町	○	1	10.3	9.9	0.4		304	76
	大豊町								
	土佐町	○	9	194.5	185.1	9.4		5,740	1,435
	大川村								
小計		5	71	1,993.3	1,870.9	121.8	0.6	58,564	14,641
中央西	高知市	○	9	489.7	448.3	41.4		14,276	3,569
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1		2,446	612
	いの町	○	3	17.9	8.4	9.5		443	111
	佐川町	○	11	220.9	218.1	2.8		6,600	1,650
	越知町	○	20	187.1	64.7	122.5		4,390	1,097
	仁淀川町								
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952
小計		6	47	1,128.7	938.8	189.9		31,962	7,990
須崎	須崎市	○	5	125.9	123.4	2.5		3,752	938
	中土佐町	○	2	26.4	26.0	0.4		788	197
	四万十町	○	42	1,708.8	1,623.1	85.7		50,407	12,602
	梶原町								
	津野町	○	18	149.7	86.0	63.8		3,854	964
小計		4	67	2,010.9	1,858.5	152.4		58,802	14,700
幡多	四万十市	○	49	1,275.6	1,131.6	144.0		36,828	9,207
	宿毛市	○	16	602.0	545.1	56.9		17,492	4,373
	土佐清水市	○	14	365.8	339.1	26.7		10,754	2,689
	黒潮町	○	19	345.4	246.2	99.2		9,369	2,342
	大月町	○	1	14.3	9.1	5.2		377	94
	三原村	○	13	277.3	259.8	17.5		8,144	2,036
小計		6	112	2,880.4	2,530.9	349.5		82,964	20,741
合 計		30	333	9,210.8	8,293.2	916.0	1.7	267,166	66,792

多面的機能支払交付金 R元実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金								資源向上支払交付金(共同)							
		実施 市町 村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R元 交付金額 (千円)	R元 県交付金額 (負担額) (千円)	実 施 市 町 村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R元 交付金額 (千円)	R元 県交付金額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地					田	畑	草地				
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	2,511	628
	安芸市	○	8	572.4	539.4	33.0		16,842	4,211	○	4	213.5	198.9	14.6		3,738	934
	東洋町	○	1	50.8	50.8			1,525	381								
	奈半利町	○	4	82.4	74.0	8.4		2,387	597	○	1	55.4	54.7	0.7		827	207
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199								
	安田町	○	7	135.4	131.4	4.0		4,023	1,006								
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237	○	1	35.3	24.1	11.3		555	139
	馬路村	○	1	8.8	3.2	5.6		208	52	○	1	8.8	3.2	5.6		118	30
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		3,414	854	○	6	114.1	113.3	0.8		1,839	460
	小計		9	36	1,197.7	1,094.1	102.5	1.1	34,875	8,719	6	20	598.9	525.5	72.4	1.1	9,588
中央東	南国市	○	28	1,040.6	1,017.1	23.5		30,984	7,746	○	28	1,040.6	1,017.1	23.5		18,413	4,603
	香南市	○	9	270.6	219.4	51.2		7,606	1,901	○	9	270.6	219.4	51.2		5,146	1,286
	香美市	○	24	477.3	439.4	37.3	0.6	13,929	3,482	○	23	464.7	426.1	38.0	0.6	8,485	2,121
	本山町	○	1	10.3	9.9	0.4		304	76	○	1	10.3	9.9	0.4		182	46
	大豊町																
	土佐町	○	9	194.5	185.1	9.4		5,740	1,435	○	8	183.9	174.5	9.4		3,243	811
	大川村																
	小計		5	71	1,993.3	1,870.9	121.8	0.6	58,564	14,641	5	69	1,970.2	1,847.0	122.5	0.6	35,469
中央西	高知市	○	9	489.7	448.3	41.4		14,276	3,569	○	6	374.7	355.5	19.2		6,989	1,747
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1		2,446	612	○	3	85.9	72.8	13.1		1,452	363
	いの町	○	3	17.9	8.4	9.5		443	111								
	佐川町	○	11	220.9	218.1	2.8		6,600	1,650	○	7	175.5	174.4	1.0		3,151	788
	越知町	○	20	187.1	64.7	122.5		4,390	1,097	○	6	62.3	7.5	54.8		764	191
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952	○	1	127.1	126.5	0.6		2,284	571
	小計		6	47	1,128.7	938.8	189.9		31,962	7,990	5	23	825.4	736.7	88.7		14,640
須崎	須崎市	○	5	125.9	123.4	2.5		3,752	938	○	4	114.3	112.1	2.2		2,091	523
	中土佐町	○	2	26.4	26.0	0.4		788	197	○	2	26.4	26.0	0.4		439	110
	四万十町	○	42	1,708.8	1,623.1	85.7		50,407	12,602	○	12	431.8	427.8	4.1		7,744	1,936
	梶原町																
	津野町	○	18	149.7	86.0	63.8		3,854	964								
	小計		4	67	2,010.9	1,858.5	152.4		58,802	14,700	3	18	572.6	565.9	6.7		10,274
幡多	四万十市	○	49	1,275.6	1,131.6	144.0		36,828	9,207	○	39	1,144.9	1,009.2	135.8		19,480	4,870
	宿毛市	○	16	602.0	545.1	56.9		17,492	4,373	○	16	598.7	542.0	56.7		10,332	2,583
	土佐清水市	○	14	365.8	339.1	26.7		10,754	2,689	○	14	365.8	339.1	26.7		6,349	1,587
	黒潮町	○	19	345.4	246.2	99.2		9,369	2,342	○	19	345.4	246.2	99.2		5,342	1,336
	大月町	○	1	14.3	9.1	5.2		377	94	○	1	14.3	9.1	5.2		220	55
	三原村	○	13	277.3	259.8	17.5		8,144	2,036	○	13	277.3	259.8	17.5		4,790	1,198
	小計		6	112	2,880.4	2,530.9	349.5		82,964	20,741	6	102	2,746.3	2,405.3	341.0		46,514
合 計		30	333	9,210.8	8,293.2	916.0	1.7	267,166	66,792	25	232	6,713.4	6,080.4	631.3	1.7	116,484	29,121

多面的機能支払交付金 R元実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

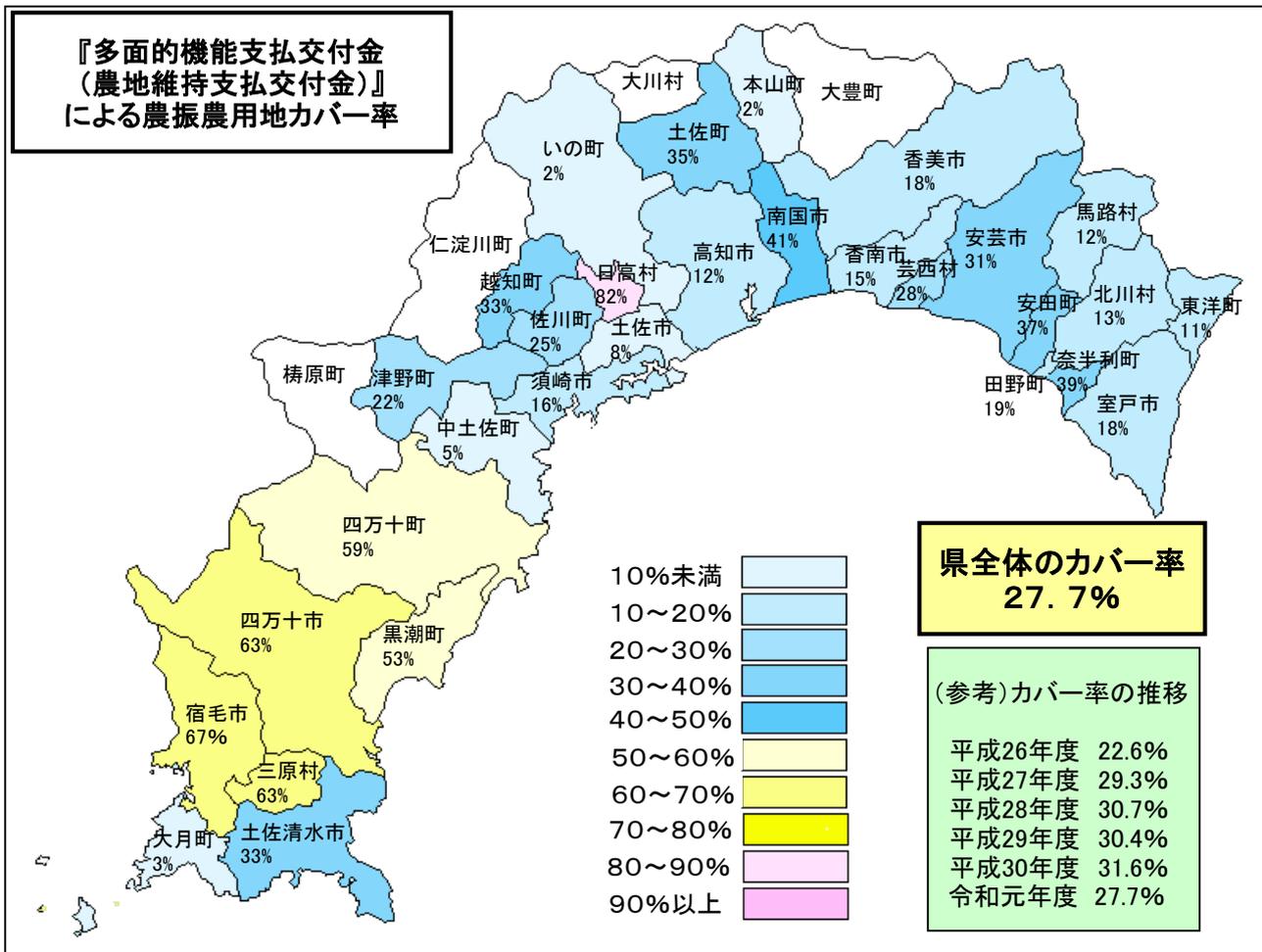
農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(長寿命化)							合 計								
		実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R元 交付金額 (千円)	R元 県交付金額 (負担額) (千円)	実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R元 交付金額 (千円)	R元 県交付金額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地					田	畑	草地				
安芸	室戸市							○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	7,241	1,810		
	安芸市	○	7	558.6	529.3	29.3	22,269	5,567	○	8	572.4	539.4	33.0	42,849	10,712		
	東洋町								○	1	50.8	50.8		1,525	381		
	奈半利町								○	4	82.4	74.0	8.4	3,214	803		
	田野町								○	1	26.6	26.6		797	199		
	安田町								○	7	135.4	131.4	4.0	4,023	1,006		
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3	1,198	300	○	1	35.3	24.1	11.3	2,701	675		
	馬路村								○	1	8.8	3.2	5.6	327	82		
	芸西村								○	6	114.1	113.3	0.8	5,253	1,313		
小計	2	8	593.9	553.3	40.6	23,467	5,867	9	36	1,197.7	1,094.1	102.5	1.1	67,930	16,983		
中央東	南国市	○	24	903.3	881.5	21.8	36,245	9,061	○	29	1,046.3	1,021.7	24.6	85,642	21,411		
	香南市	○	5	158.8	133.6	25.2	5,952	1,488	○	9	270.6	219.4	51.2	18,703	4,676		
	香美市	○	19	339.9	307.4	31.9	0.6	12,550	3,137	○	24	477.3	439.4	37.3	0.6	34,964	8,741
	本山町	○	1	10.3	9.9	0.4	413	103	○	1	10.3	9.9	0.4	899	225		
	大豊町																
	土佐町	○	4	101.7	98.8	2.3	0.6	4,100	1,025	○	11	264.6	252.9	11.2	0.6	13,083	3,271
	大川村																
小計	5	53	1,514.0	1,431.2	81.6	1.2	59,260	14,815	5	74	2,069.0	1,943.3	124.5	1.2	153,293	38,323	
中央西	高知市	○	9	483.3	445.0	38.3	18,978	4,744	○	9	489.7	448.3	41.4	40,243	10,061		
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1	3,233	808	○	3	85.9	72.8	13.1	7,131	1,783		
	いの町								○	3	17.9	8.4	9.5	443	111		
	佐川町	○	10	212.9	210.3	2.6	8,680	2,170	○	11	220.9	218.1	2.8	18,431	4,608		
	越知町	○	9	112.2	40.8	71.4	3,005	751	○	20	187.1	64.7	122.5	8,158	2,040		
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6	5,204	1,301	○	1	127.1	126.5	0.6	11,296	2,824		
小計	5	32	1,021.4	895.3	126.1	39,099	9,775	6	47	1,128.7	938.8	189.9	85,701	21,425			
須崎	須崎市								○	5	125.9	123.4	2.5	5,844	1,461		
	中土佐町								○	2	26.4	26.0	0.4	1,227	307		
	四万十町	○	37	1,652.2	1,568.9	83.3	65,946	16,486	○	42	1,708.8	1,623.1	85.7	124,096	31,024		
	梶原町																
	津野町								○	18	149.7	86.0	63.8	3,854	964		
小計	1	37	1,652.2	1,568.9	83.3	65,946	16,486	4	67	2,010.9	1,858.5	152.4	135,022	33,755			
幡多	四万十市	○	55	1,346.2	1,195.6	150.6	51,774	12,943	○	61	1,446.1	1,282.5	163.6	108,082	27,021		
	宿毛市	○	14	547.3	536.1	11.2	22,214	5,553	○	16	602.0	545.1	56.9	50,037	12,509		
	土佐清水市	○	14	365.8	339.1	26.7	14,416	3,604	○	14	365.8	339.1	26.7	31,519	7,880		
	黒潮町	○	17	311.2	231.2	79.9	10,982	2,745	○	21	378.9	279.7	99.2	25,693	6,423		
	大月町								○	1	14.3	9.1	5.2	597	149		
	三原村	○	13	277.3	259.8	17.5	10,990	2,747	○	13	277.3	259.8	17.5	23,924	5,981		
小計	5	113	2,847.8	2,561.9	285.9	110,375	27,594	6	126	3,084.4	2,715.4	369.0	239,853	59,963			
合 計	18	243	7,629.3	7,010.6	617.4	1.2	298,147	74,537	30	350	9,490.6	8,550.0	938.3	2.3	681,798	170,449	

「多面的機能支払交付金(農地維持支払)」「中山間地域等直接支払制度」における面積カバー率

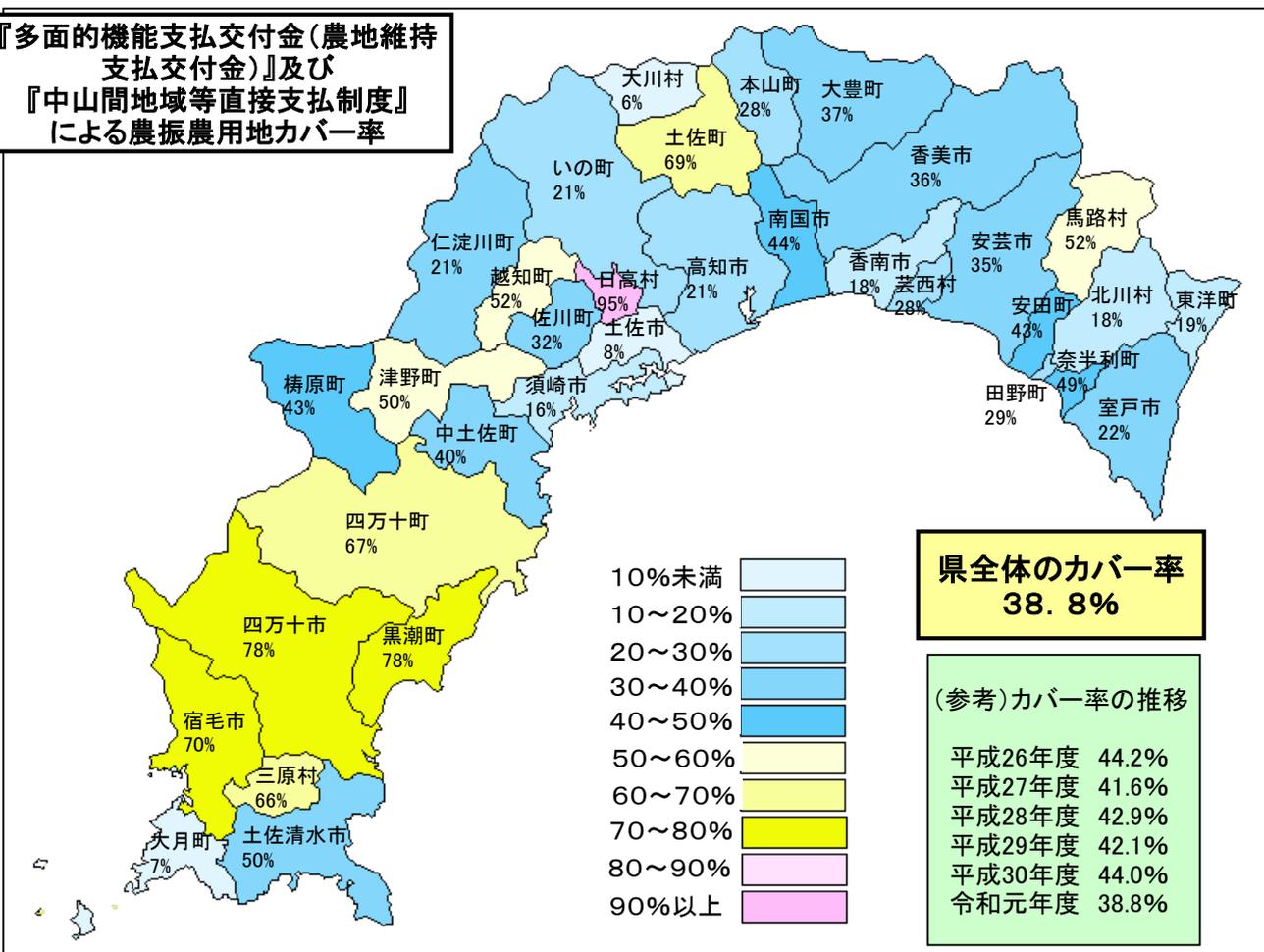
農業振興センター管内	市町村名	農振農用地面積 (R元.12)	「多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)」(R元.3月末時点)							「中山間地域等直接支払制度」(R元.3月末時点)			「多面的」と「中山間直払」での農振比率				
			活動組織数	対象農用地 (ha)			面積カバー率	交付金額 (千円)	「中山間直払」との重複			協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	カバー面積 (ha)	カバー率	
				農用地計	田	畑			草地	地区数	面積 (ha)						対象面積に占める比率
安芸	室戸市	943.9	7	171.8	131.3	39.5	1.1	18.2%	4,730	1	18.3	10.6%	6	53.9	10,626	207.5	22.0%
	安芸市	1,845.5	8	572.4	539.4	33.0		31.0%	16,842				10	65.5	4,415	637.9	34.6%
	東洋町	450.3	1	50.8	50.8			11.3%	1,525				1	35.9	3,300	86.7	19.3%
	奈半利町	210.4	4	82.4	74.0	8.4		39.2%	2,387	3	27.0	32.8%	9	47.8	6,704	103.1	49.0%
	田野町	143.1	1	26.6	26.6			18.6%	797	1	26.6	100.0%	6	41.6	7,221	41.6	29.1%
	安田町	363.1	7	135.4	131.4	4.0		37.3%	4,023	3	32.6	24.1%	8	52.3	8,807	155.1	42.7%
	北川村	271.1	1	35.3	24.1	11.3		13.0%	948				2	14.4	1,538	49.8	18.4%
	馬路村	76.4	1	8.8	3.2	5.6		11.5%	208	1	7.6	86.3%	1	38.5	7,346	39.7	51.9%
	芸西村	407.0	6	114.1	113.3	0.8		28.0%	3,414							114.1	28.0%
	小計	4,710.8	36	1,197.7	1,094.1	102.5	1.1	25.4%	34,875	9	112.0	9.4%	43	349.8	49,956	1,435.5	30.5%
中央東	南国市	2,536.2	28	1,040.6	1,017.1	23.5		41.0%	30,984				15	78.8	10,019	1,119.4	44.1%
	香南市	1,841.6	9	270.6	219.4	51.2		14.7%	7,606	3	11.0	4.0%	11	66.5	9,372	326.2	17.7%
	香美市	2,598.2	24	477.3	439.4	37.3	0.6	18.4%	13,929	16	168.2	35.2%	89	618.5	100,844	927.6	35.7%
	本山町	670.0	1	10.3	9.9	0.4		1.5%	304				17	178.5	40,641	188.8	28.2%
	大豊町	747.0											32	275.6	47,445	275.6	36.9%
	土佐町	557.0	9	194.5	185.1	9.4		34.9%	5,740	8	178.5	91.8%	19	367.0	76,916	383.0	68.8%
	大川村	189.2											3	10.6	830	10.6	5.6%
	小計	9,139.2	71	1,993.3	1,870.9	121.8	0.6	21.8%	58,564	27	357.7	17.9%	186	1,595.6	286,067	3,231.2	35.4%
中央西	高知市	4,226.8	9	489.7	448.3	41.4		11.6%	14,276	1	19.2	3.9%	39	412.0	59,111	882.4	20.9%
	土佐市	1,106.3	3	85.9	72.8	13.1		7.8%	2,446							85.9	7.8%
	いの町	808.4	3	17.9	8.4	9.5		2.2%	443				20	152.1	21,896	170.0	21.0%
	佐川町	895.6	11	220.9	218.1	2.8		24.7%	6,600	1	2.3	1.0%	10	69.4	5,081	288.1	32.2%
	越知町	569.3	20	187.1	64.7	122.5		32.9%	4,390	18	156.1	83.4%	31	265.5	29,239	296.5	52.1%
	仁淀川町	598.8											19	127.7	14,157	127.7	21.3%
	日高村	154.5	1	127.1	126.5	0.6		82.3%	3,808				1	19.7	776	146.9	95.1%
	小計	8,359.7	47	1,128.7	938.8	189.9		13.5%	31,962	20	177.6	15.7%	120	1,046.4	130,261	1,997.5	23.9%
須崎	須崎市	810.1	5	125.9	123.4	2.5		15.5%	3,752							125.9	15.5%
	中土佐町	518.3	2	26.4	26.0	0.4		5.1%	788				27	179.0	21,085	205.4	39.6%
	四万十町	2,918.5	42	1,708.8	1,623.1	85.7		58.6%	50,407	34	1,418.9	83.0%	56	1,658.5	277,067	1,948.4	66.8%
	橋原町	500.8											6	217.3	45,094	217.3	43.4%
	津野町	679.4	18	149.7	86.0	63.8		22.0%	3,854	18	149.7	100.0%	62	342.0	50,602	342.0	50.3%
	小計	5,427.1	67	2,010.9	1,858.5	152.4		37.1%	58,802	52	1,568.6	78.0%	151	2,396.8	393,848	2,839.0	52.3%
幡多	四万十市	2,031.9	49	1,275.6	1,131.6	144.0		62.8%	36,828	16	205.5	16.1%	49	521.5	88,463	1,591.6	78.3%
	宿毛市	895.3	16	602.0	545.1	56.9		67.2%	17,492	6	121.3	20.2%	12	146.1	10,403	626.9	70.0%
	土佐清水市	1,119.1	14	365.8	339.1	26.7		32.7%	10,754	11	166.1	45.4%	13	177.3	15,491	376.9	33.7%
	黒潮町	649.3	19	345.4	246.2	99.2		53.2%	9,369	10	155.5	45.0%	22	313.9	41,278	503.7	77.6%
	大月町	530.3	1	14.3	9.1	5.2		2.7%	377				1	20.9	1,675	35.3	6.6%
	三原村	442.6	13	277.3	259.8	17.5		62.7%	8,144	13	231.8	83.6%	2	246.7	25,321	292.2	66.0%
	小計	5,668.5	112	2,880.4	2,530.9	349.5		50.8%	82,964	56	880.3	30.6%	99	1,426.5	182,631	3,426.6	60.4%
合計	33,305.3	333	9,210.8	8,293.2	916.0	1.7	27.7%	267,166	164	3,096.2	33.6%	599	6,815.1	1,042,763	12,929.8	38.8%	

※) 農振農用地面積は、農業基盤課資料による

『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』
による農振農用地カバー率



『多面的機能支払交付金(農地維持
支払交付金)』及び
『中山間地域等直接支払制度』
による農振農用地カバー率



多面的機能支払交付金の更なる取組拡大に向けた推進について

1 令和2年度終了組織における活動の継続

○令和元年度の活動組織 350 組織のうち 41 組織(農地維持：31 組織、長寿命化のみ：10 組織)については、活動期間が今年度末で満了となる。

引き続き来年度以降も活動を継続してもらうことが課題。

県としては、41 組織全ての活動継続が目標。



活動継続に向けた県の支援

- ・活動が満了する組織の代表者に説明会を開催（農作業安全講習会との同時開催）。
- ・市町村を通じて意向を確認し、活動を継続しない組織の代表者等との面談（継続に向けた課題解決を検討）

【参考：令和元年度の取り組みについて】

令和元年度末で活動期間が満了する活動組織（86 組織）を対象に、活動継続に係る意向確認を行った。うち継続が厳しいと回答のあった 4 組織について市町村と活動継続に向けた対応策を検討し、組織への提案を行った。

1) 活動組織の活動継続が厳しい理由

- ・代表や事務担当の後継者がいない。
- ・5 年間の活動継続に不安がある（交付金返還のリスク）。
- ・様式や制度の内容が度々変わり、変更箇所への対応に係る負担が大きい。
- ・見積の徴収等、事務処理が煩雑である。

2) 県、市町村からの活動継続に向けた提案

- ・対象農用地の縮小
今後管理するのが困難と思われる農用地を対象から外し、管理可能な農用地のみを守ることを提案した。
- ・他の活動組織との合併
近隣の活動組織と協力して活動を継続し、農用地を守ることを提案した。

3) 面談の結果

- ・1 組織が活動を継続した。

2 新規地区の掘り起こしについて

中山間地域等直接支払交付金のみに取り組んでいる集落協定への取組拡大

- ・本交付金の事業内容等を集落協定に対して周知を図ることを市町村に要請する。
- ・集落協定代表者等を対象にした説明会での本交付金の紹介等を行う。

(課題)

- ・本事業の事務負担が増大
- ・2つの交付金において重複する活動への対応

3 多額の持越金の存在

○多額の持越金を抱えている活動組織が散見される。



交付金の有効活用と効果的な活動の実施に向けた支援

- ・返還金の多い活動組織を有する市町村への個別訪問
(活動実態の聞き取り、他地域での活動事例を紹介)
- ・市町村を通じた活動組織への事例紹介
- ・市町村担当者への先進的な活動事例の紹介
(代表者や事務担当者への報酬の支払、資源向上(長寿命化のみ)の他組織への優先配分)
- ・その他、市町村等への事例紹介
保険加入の促進(活動中のケガや賠償事故に対応した保険への加入)
農業用機械の安全使用に係る講習会の開催(教材DVDの購入費用や講習会開催費用等への活用)

4 本交付金の未実施町村への対応

- ・県内の2町村(仁淀川町、大川村)が本交付金に取り組んでいない。
- ・令和2年度は2町村に現状の確認を行うとともに、中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落協定に対して、本制度の周知を要請する。

中山間地域等直接支払制度資料

令和 2 年度

第 1 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

中山間地域等直接支払制度について

- 令和元年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（確定値）について
- 令和 2 年度からの第 5 期対策について
- 棚田地域振興活動加算における目標設定について（本山町 吉延集落協定）

農業政策課

令和元年度

高知県中山間地域等直接支払制度の実施状況

高知県農業政策課

●中山間地域等直接支払制度における
各市町村別対象地域及び促進計画等の策定状況

1 県内市町村の取組状況

県下34市町村で促進計画策定済

①対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村数：34市町村

②促進計画を策定済み市町村数：34市町村

③交付市町村数：31市町村

市町村名	対象に関する事項						前対策での対象に係る事項		
	地域指定			基準指定			前対策で対象農用地基準を満たす農用地を有していた市町村	前対策市町村基本方針策定年度	前対策交付開始年度
	対象地域にある市町村	通常地域該当	特認地域該当	対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村 ^①	促進計画策定年度 ^②	交付開始年度 ^③			
高知市	1	1	1	1	27	27	1	22	22
室戸市	1	1		1	27	27	1	22	22
安芸市	1	1		1	27	27	1	22	22
南国市	1	1		1	27	27	1	22	22
土佐市	1	1	1	1	27		1	22	
須崎市	1	1		1	27		1	22	
宿毛市	1	1		1	27	27	1	22	22
土佐清水市	1	1		1	27	27	1	22	22
四万十市	1	1		1	27	27	1	22	22
香南市	1	1	1	1	27	27	1	22	22
香美市	1	1		1	27	27	1	22	22
東洋町	1	1		1	27	27	1	22	22
奈半利町	1	1		1	27	27	1	22	22
田野町	1	1		1	27	27	1	22	22
安田町	1	1		1	27	27	1	22	22
北川村	1	1		1	27	27	1	22	22
馬路村	1	1		1	27	27	1	22	22
芸西村	1	1	1	1	27		1	22	22
本山町	1	1		1	27	27	1	22	22
大豊町	1	1		1	27	27	1	22	22
土佐町	1	1		1	27	27	1	22	22
大川村	1	1		1	27	27	1	22	22
いの町	1	1		1	27	27	1	22	22
仁淀川町	1	1		1	27	27	1	22	22
中土佐町	1	1		1	27	27	1	22	22
佐川町	1	1	1	1	27	27	1	22	22
越知町	1	1		1	27	27	1	22	22
梶原町	1	1		1	27	27	1	22	22
日高村	1	1	1	1	27	27	1	26	26
津野町	1	1		1	27	27	1	22	22
四万十町	1	1		1	27	27	1	22	22
大月町	1	1		1	27	R元			
三原村	1	1		1	27	27	1	22	22
黒潮町	1	1		1	27	27	1	22	22
高知県計	34	34	6	34	-	-	33	-	-

1 対象農用地について

●令和元年度 各市町村別対象農用地面積 (単位：ha)

○制度の対象となる
(活用できる)農用地は、
10,038ha

○地域別対象農用地は、
通常地域：93.8%
特認地域：6.2%

○地目別対象農用地は、
田：71.3%
畑：26.7%
他：2.0%

市町村名	対象農用地面積													
	対象農用地面積の合計	通常地域							特認地域					
		田			畑			その他	田		畑			
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	草地+採草放牧地	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
高知市	703.4	142.3	3.0				185.4	35.1			102.2	101.3	50.8	83.3
室戸市	71.0	60.7	9.7					0.6						
安芸市	65.5	6.3	14.3				14.4	30.5						
南国市	136.0	72.0	8.0				34.0	8.0		14.0				
土佐市	26.1	5.7	12.9				7.5							
須崎市	118.1	32.3					85.8							
宿毛市	339.7	17.3	65.4	250.0			5.0		2.0					
土佐清水市	177.3	17.7	41.7	115.1					2.8					
四万十市	847.9	428.8	125.7	139.0			58.6	53.3	42.5					
香南市	367.2	139.6	180.1				17.4	17.8			6.3	5.0	0.4	0.6
香美市	875.7	492.4	103.4				215.5	52.1		12.3				
東洋町	89.0						89.0							
奈半利町	70.6	52.6	8.0					8.0		2.0				
田野町	49.0	40.6	8.4											
安田町	130.1	111.5	7.6				0.5	10.5						
北川村	14.4	1.7					8.6	4.1						
馬路村	38.5	6.2	0.9				26.8	4.5						
芸西村	8.8	6.3	2.5											
本山町	268.5	188.3	27.5				24.8	20.4		7.5				
大豊町	275.6	128.5	1.1				121.3	17.4		7.5				
土佐町	439.2	309.8	34.7				34.7	16.0		44.0				
大川村	76.0	5.0					35.0	3.0		33.0				
いの町	152.1	73.5	6.7				47.1	24.7						
仁淀川町	451.7	43.7					321.5	18.7		67.8				
中土佐町	179.0	65.1	98.8				5.3	9.8						
佐川町	399.0	64.0	43.0				20.0	4.0		60.0	133.0	16.0	59.0	
越知町	392.0	97.0	46.4				237.2	11.5						
椿原町	217.7	154.1	1.8				40.7	21.1						
日高村	19.7		1.9					17.8						
津野町	438.4	228.0	8.3				183.7	12.5		6.0				
四万十町	1,932.8	801.0	979.0				94.8	51.0		7.0				
大月町	20.9		20.9											
三原村	246.7	12.2	234.5											
黒潮町	400.0	151.0	195.0					2.0	52.0					
高知県計	10,038	3,955	2,291	504	1,914	455	99	201		168	239	67	143	

2 交付金等について

●各市町村別協定数及び協定参加者数

○制度の実施市町村は、

31市町村

1) 集落協定数は、

598集落協定

○交付単価別の協定数は、

基礎単価(8割):318協定

体制整備(10割):280協定

2) 協定参加者数は、

参加者 13,771人(重複含む)

うち農業者11,858人

○協定は、多様な主体により

構成され、農業生産法人や

生産組織、非農業者等が参加

○農業者以外の参加のきっかけは、

「(非農業者が)希望した」

「元来から『共に集落を守る』

意識を共有」など。

市町村名	協定数	区分			協定参加者 総計(人)	農業者	その他
		基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 率			
高知市	39	27	12	30.8%	585	579	6
室戸市	6	2	4	66.7%	100	100	
安芸市	10	9	1	10.0%	201	201	
南国市	15	9	6	40.0%	143	142	1
宿毛市	12	11	1	8.3%	391	177	214
土佐清水市	13	4	9	69.2%	373	282	91
四万十市	49	4	45	91.8%	922	862	60
香南市	11	5	6	54.5%	97	97	
香美市	89	68	21	23.6%	1462	1368	94
東洋町	1	1		0.0%	23	23	
奈半利町	9	7	2	22.2%	75	74	1
田野町	6	3	3	50.0%	186	186	
安田町	8	0	8	100.0%	175	175	
北川村	2	2		0.0%	33	23	10
馬路村	1		1	100.0%	79	76	3
本山町	17	7	10	58.8%	300	279	21
大豊町	32	26	6	18.8%	562	532	30
土佐町	18	8	10	55.6%	462	445	17
大川村	3	3		0.0%	19	19	
いの町	20	13	7	35.0%	367	364	3
仁淀川町	19	13	6	31.6%	287	286	1
中土佐町	27	21	6	22.2%	271	270	1
佐川町	10	5	5	50.0%	225	195	30
越知町	31	29	2	6.5%	534	531	3
梶原町	6		6	100.0%	606	604	2
日高村	1		1	100.0%	9	8	1
津野町	62	33	29	46.8%	981	980	1
四万十町	56	4	52	92.9%	3155	2289	866
大月町	1		1	100.0%	12	11	1
三原村	2		2	100.0%	455	272	183
黒潮町	22	4	18	81.8%	681	408	273
計	598	318	280	46.8%	13,771	11,858	1,913

2 交付金等について

●各市町村別協定面積及び加算措置面積

(単位：ha)

3) 協定締結面積は、

6,815ha

○交付単価別の面積は、

基礎単価(8割) : 2,064ha

体制整備(10割) : 4,751ha

○加算措置面積は、

集落連携 : 1,854ha

超急傾斜 : 1,327ha

地域営農体制 : 20ha

市町村名	協定締結面積 (通常地域+特認地 域) (カバー率)		区分			加算措置面積		
			基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 面積率	集落連携 (A)	超急傾斜 (B)	地域営農体 制 (C)
高知市	58.6%	412.0	263.8	148.2	36.0%		183.9	
室戸市	75.9%	53.9	7.4	46.5	86.3%			
安芸市	100.0%	65.5	46.4	19.1	29.2%			
南国市	57.9%	78.8	26.1	52.6	66.8%			
宿毛市	43.0%	146.1	127.2	18.9	13.0%			
土佐清水市	100.0%	177.3	39.9	137.4	77.5%			
四万十市	61.5%	521.5	22.0	499.4	95.8%		64.0	
香南市	18.1%	66.5	24.8	41.7	62.8%		6.3	
香美市	70.6%	618.5	393.8	224.8	36.3%	69.6	190.7	
東洋町	40.3%	35.9	35.9		0.0%			
奈半利町	67.6%	47.8	31.2	16.6	34.7%			
田野町	84.9%	41.6	15.2	26.4	63.4%			
安田町	40.2%	52.3		52.3	100.0%			
北川村	100.0%	14.4	14.4		0.0%		5.7	
馬路村	100.0%	38.5		38.5	100.0%	38.5	26.2	
本山町	66.5%	178.5	21.6	156.9	87.9%	47.1	111.0	
大豊町	100.0%	275.6	126.5	149.2	54.1%	136.7	89.2	
土佐町	83.6%	367.0	67.3	299.7	81.7%		238.7	
大川村	14.0%	10.6	10.6		0.0%			
いの町	100.0%	152.1	70.8	81.3	53.5%		24.5	
仁淀川町	28.3%	127.7	66.7	61.0	47.7%	24.4	25.2	
中土佐町	100.0%	179.0	109.9	69.1	38.6%	49.3		
佐川町	17.4%	69.4	39.2	30.3	43.6%			
越知町	67.7%	265.5	248.8	16.7	6.3%		11.2	
梶原町	99.8%	217.3		217.3	100.0%		120.9	
日高村	100.0%	19.7		19.7	100.0%			
津野町	78.0%	342.0	177.7	164.3	48.0%			
四万十町	85.8%	1,658.5	31.6	1,626.9	98.1%	1,242.0	215.0	
大月町	100.0%	20.9		20.9	100.0%			
三原村	100.0%	246.7		246.7	100.0%	246.7		
黒潮町	78.5%	313.9	45.6	268.3	85.5%		14.6	19.7
計	67.9%	6,815.1	2,064.3	4,750.8	69.7%	1,854.2	1,327.2	19.7

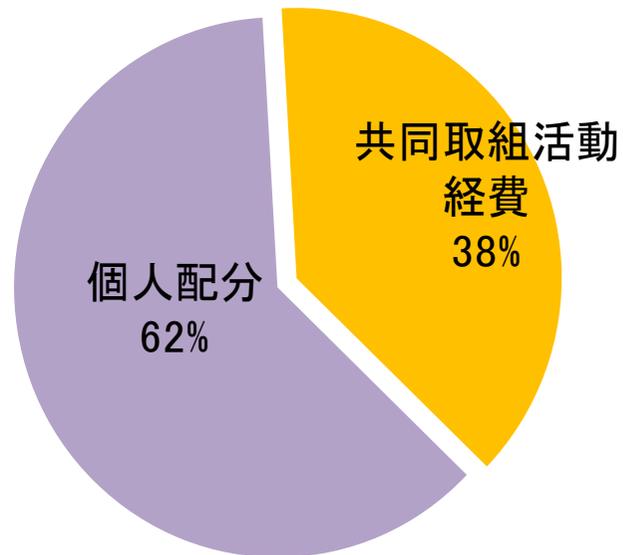
2 交付金等について

4) 交付金額は、

10億4,276万円

○ 交付金の配分は、

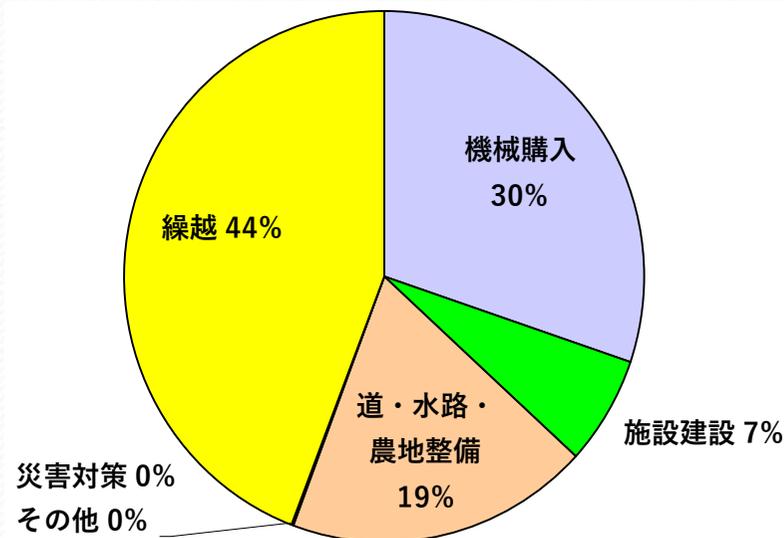
個人配分 :62%
共同取組活動費:38%



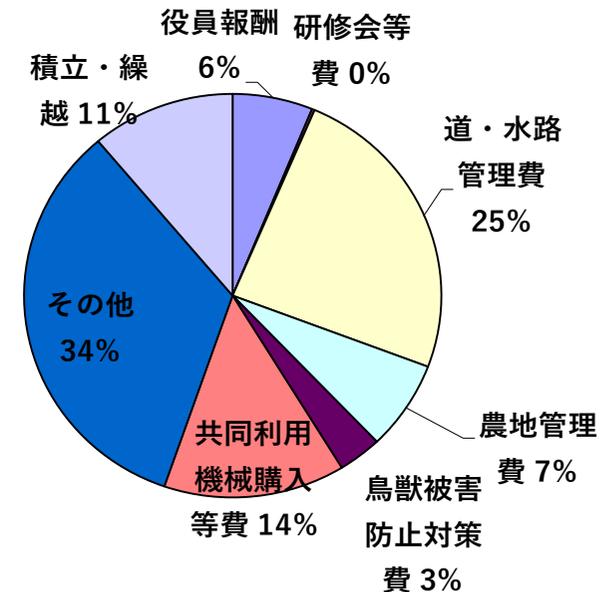
○ 積立・繰越金の使途は、

- ・「機械購入・修繕」
- ・「道・水路・施設の工事」等

積立・繰越の内訳



共同取組活動費の内訳
(ただし、前年度からの繰越を含む)



【参考】

- ・1協定あたりの協定面積 11.4ha
- ・1協定あたりの参加者数 23人
- ・1協定あたりの交付金額 174.1万円
→1人あたりの交付金額 7.6万円

3 集落協定の取組状況について

1) 農業生産活動等の実施

○農用地に関する事項は、

- ・法面の点検 : 6割
- ・柵等の設置 : 3割
- ・賃借・作業委託: 3割

※協定総数に占める割合

【参考】 ※DSの合計

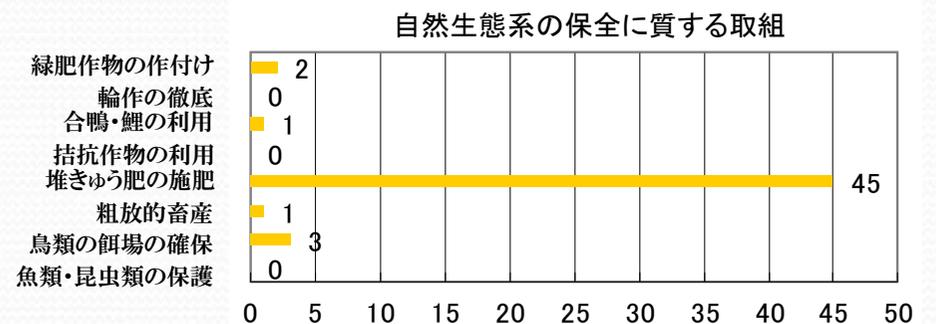
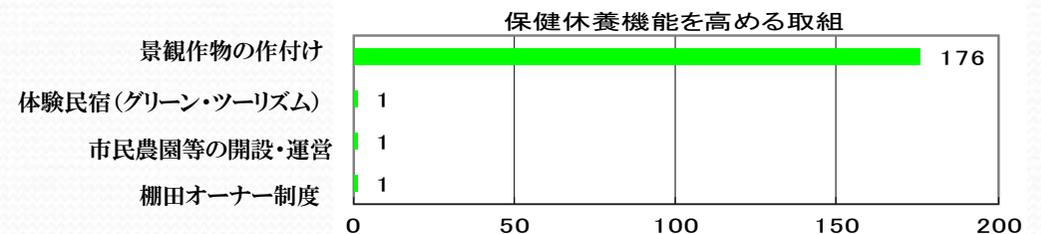
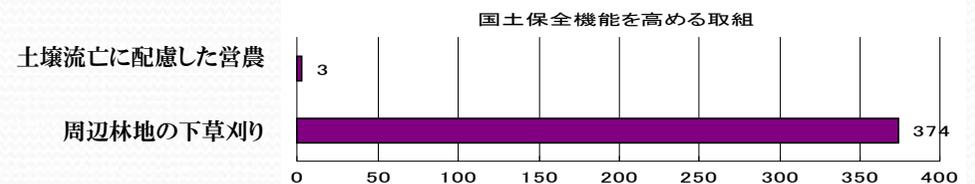
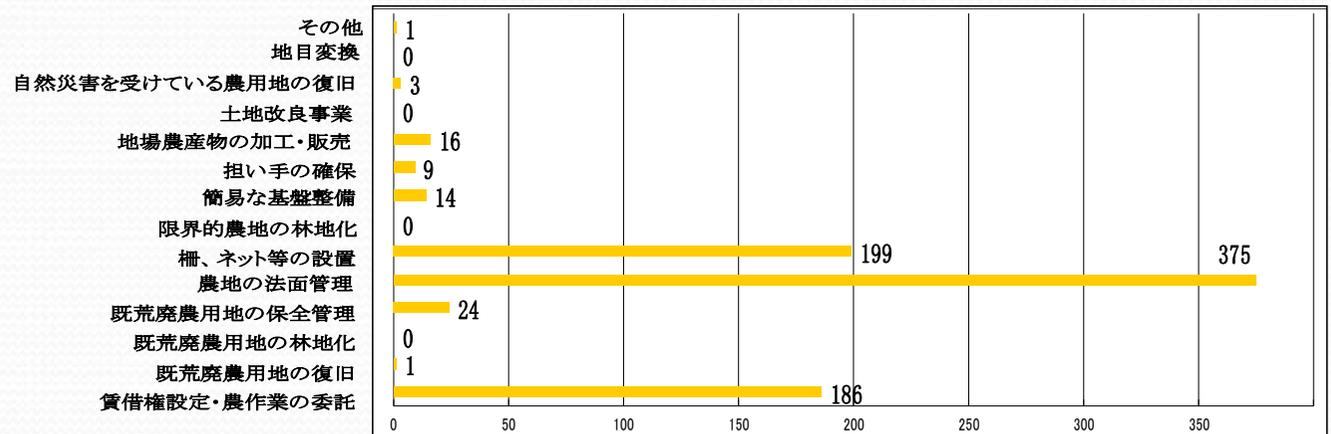
- ・全協定の管理水路の延長 2,068km
- ・全協定の管理農道の延長 1,986km

○多面的機能を増進する活動は、

- ・周辺林地の下草刈り : 6割
- ・景観作物の作付け : 3割
- ・堆きゅう肥の施肥 等: 1割

※協定総数に占める割合

耕作放棄の防止等の活動



3 集落協定の取組状況について

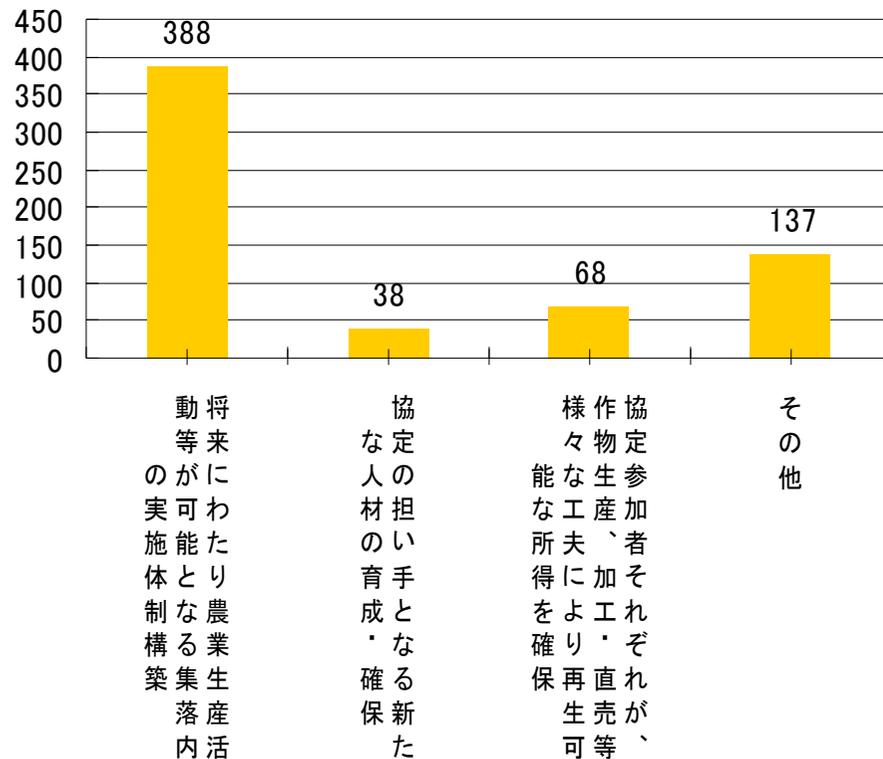
2) 集落マスタープランの内容

○集落の目指すべき将来像は、「将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制構築」が最多

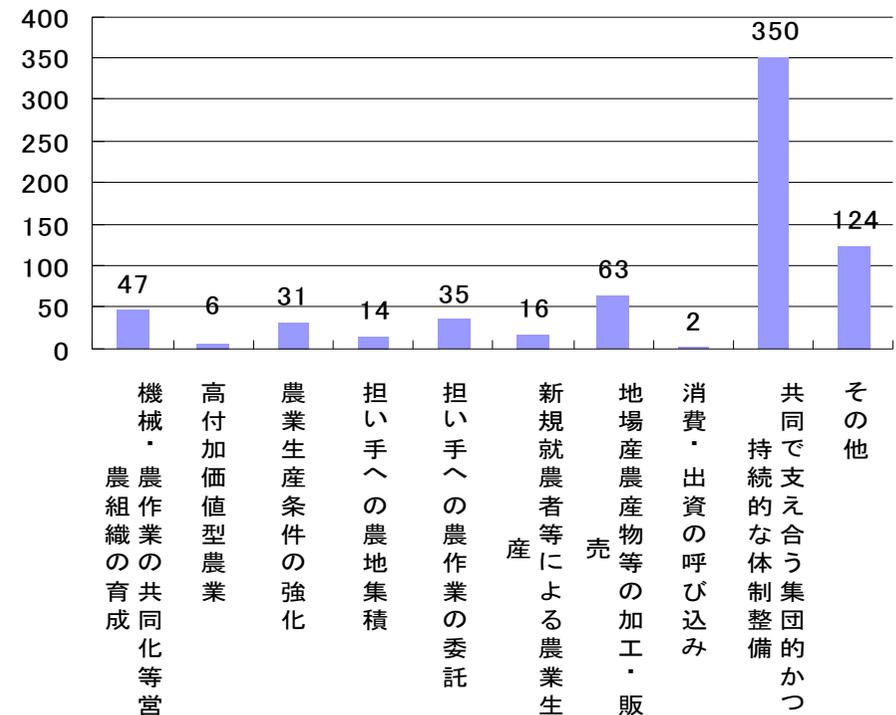
○将来像を実現するための活動方策は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が最多

※C要件を選択した協定が選択しているため

目指すべき将来像



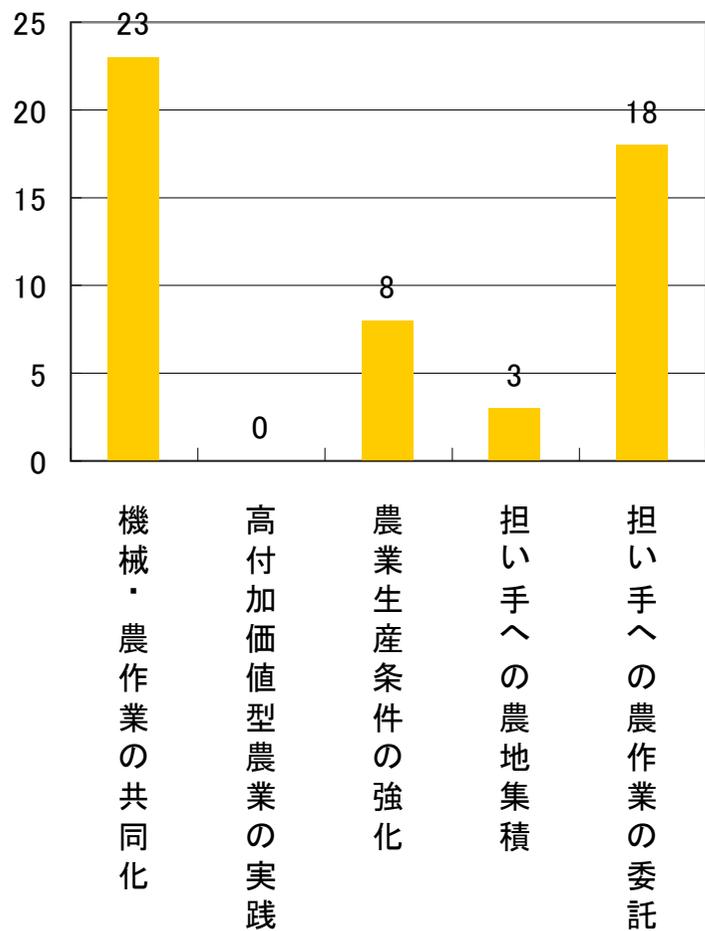
将来像を実現するための活動方策



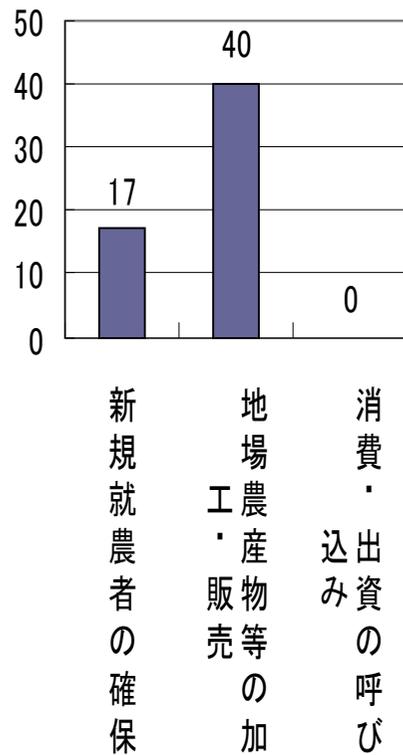
3 集落協定の取組状況について

3) 体制整備(10割)の取組内容(280協定)

○A要件を選択している協定は、
30協定



○B要件を選択している協定は、
47協定

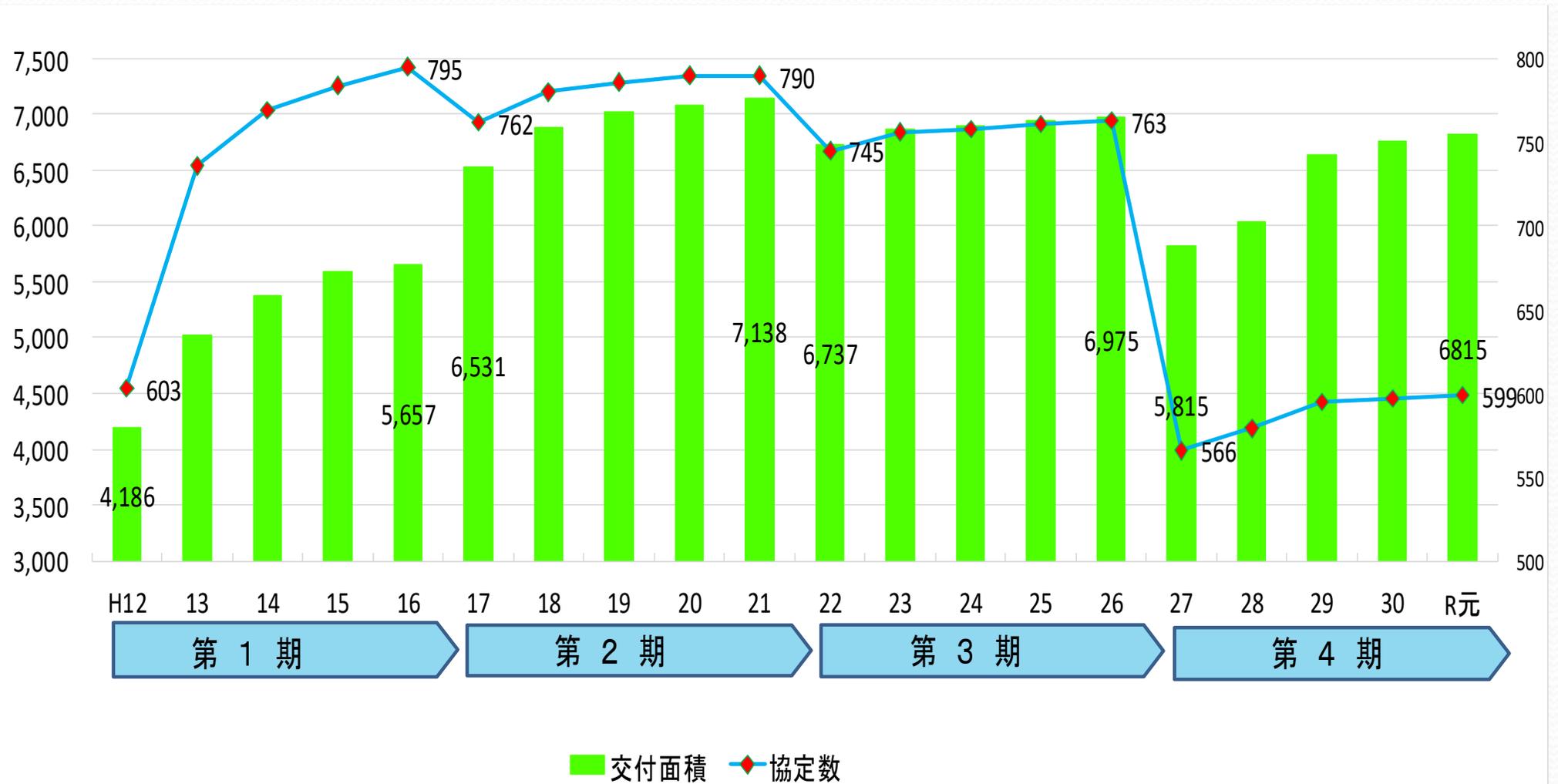


○C要件を選択している協定は、
235協定



4 参考 県内の取組状況について

1) 協定数と協定締結面積の推移



1 制度の概要他

(1) 概要

中山間地域等直接支払制度は、生産条件の不利な地域で農用地を維持・管理していくための取決めに基づき、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される制度。

(2) 第5期対策における主な変更点

①「集落戦略の作成」を体制整備単価(10割単価)の要件に一本化

②加算措置の新設、拡充

- ・棚田地域振興活動加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の新設
- ・集落協定広域化加算の拡充

③交付金の遡及返還要件の緩和

農業生産活動等が行われなくなった場合における遡及返還の対象農用地が「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更(連帯責任の廃止)

(ただし、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理といった協定参加者全体で達成すべきものについては、「協定農用地全体」が遡及返還の対象)

2 第5期対策開始にあたっての懸念材料

(1)5年前の第4期対策1年目には大きく取組面積が減少した。

(2)第5期対策についても農業者の高齢化が進む中、市町村の要望調査からも取組面積が減少する見込み。

★取組面積減少の要因 集落協定構成員の高齢化、とりまとめ役の高齢化や後継者不足、ほ場や進入路が狭く作業効率が悪い

(3)本制度の取組面積が減少することで、中山間地域等での耕作放棄地の増加が危惧される。

3 懸念材料に対する対応

(1)昨年度までの取り組み

- ・担当者会での制度の周知
- ・集落協定代表者へのアンケート調査の実施(約450ha減少見込み)
- ・市町村への推進(アンケート調査結果から17市町村を抽出し訪問)

(2)今年度の取り組み

- ・取組面積が10ha以上減少する見込みの市町村への推進
6月以降、該当する12市町村の担当課長等に面会し、状況把握や対応策の検討等を実施。

※集落協定申請期限8月末、本年度は9月末まで延長可能(18市町村)

- ・市町村担当者説明会の開催

制度内容の周知を図るため、6月と8月の2回、説明会を開催。

- ・令和3年に向けて市町村等への推進の継続

市町村担当者への情報提供や説明会の開催等。

4 市町村への推進時の説明内容

○マンパワー不足への対応

- ・集落機能強化加算や集落協定広域化加算の活用

○交付単価増加の周知

交付率8→10割へ/集落戦略の策定

交付単価アップ /棚田加算(10,000円/10a)

○遡及返還要件の緩和の周知

○他制度との連携を提案

- ・多面的機能支払交付金制度実施地区の取り込み(中山間直払制度との重複実施可能)

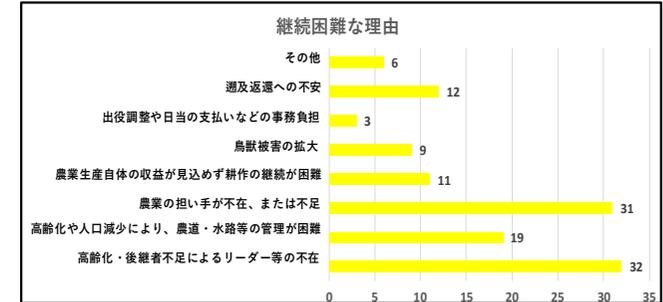
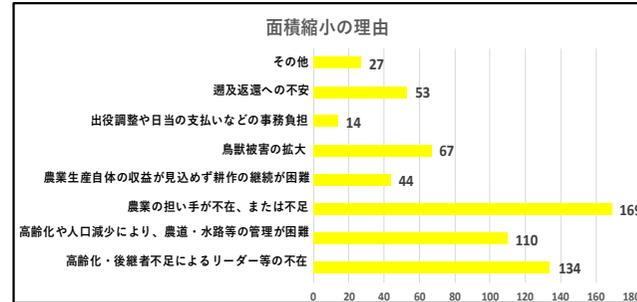
調査結果

概要

第4期対策移行時(平成27年度)に取組面積が大幅に減少した事もあり、第5期対策移行時(令和2年度)の際に大幅減少とならないよう、平成30年度末時点の集落協定(全596協定)を対象に第5期対策意向調査を実施。

全596協定のうち585協定から回答があり、継続284協定、面積を縮小し継続する協定が250協定、継続が困難な協定が48協定と回答があり3協定は不明であった。

第5期対策意向調査結果 (全596協定中582協定回答)



その他の理由

- ・山林を含めて中山間農業経営で収益が得られず後継者(若者)が生活できない。
- ・面積が小さな農地の除外、耕作条件の悪い農地の除外。
- ・圃場整備できていない農地のため、継続が難しい。
- ・制約が多く重い上に交付される金額が段々と減ってゆき、個人差も出来て、これ以上続けていくと役員などになり手が無い。

等

	今後の活動を継続していくため何が必要か								広域化の実施予定						調整を担う人材の有無			
	現状のままでも維持することが可能	近隣の集落と連携した集落協定の広域化が必要	集落営農組織等との連携		その他		広域化をする(したい)予定であり、話し合いを行っている	広域化をする(したい)が、話し合いまで至っていない		広域化の予定はない		いる	いない					
継続	216	76%	54	19%	38	13%	26	9%	16	30%	22	41%	14	26%	19	35%	28	52%
面積を縮小し継続	101	40%	53	21%	37	15%	75	30%	8	15%	20	38%	27	51%	7	13%	45	85%
継続困難	5	10%	9	19%	2	4%	19	40%	0	0%	2	22%	7	78%	0	0%	8	89%

その他の理由

- ・事務負担の軽減。
- ・限界集落などにとっては、生計維持を可能とする所得保障制度へ移行して、後継者を育成することが必要。
- ・集落営農に引き継ぐにしても基盤整備・農道の改良など条件整備、改良が必要。
- ・対象農地の状況(ほ場整備のあり・なし等)についても加算等の措置により、耕作意欲を高める必要がある。

等

○次期対策、面積縮小及び継続困難な協定への推進方針

- ・近隣集落との連携が必要と回答している協定があわせて62協定あるが調整を担う人材が不足している為、市町村と協議を行い広域化の助言を行う。
- ・高齢化により継続が困難な協定には交付金を使った作業委託や、事務作業の委託など継続可能な体制整備について推進。

棚田地域振興法の概要

- 昨年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンサルジュ

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

令和2年度予算及び令和元年度補正予算の棚田地域振興法関連事項

○ 令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」に基づく財政上の措置として、農林水産省では令和2年度当初予算及び令和元年度補正予算において、以下の優遇措置等を実施。

令和2年度当初予算

1. 中山間地域等直接支払の拡充

①対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ 現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域(保全を図る棚田等に限定)を支援対象地域に追加。

②「棚田地域振興活動加算」(1万円/10a)の新設

⇒ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)に対し、取組目標の設定・達成を要件として10,000円/10aを加算。

2. 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充

①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ ルネッサンス事業の対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる。

②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受ける代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。

③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充

⇒ 棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加。

3. 補助率の嵩上げ・要件緩和

⇒ 各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

優遇措置		対象事業
補助率嵩上げ	50→55%	<ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
	4/10,1/3→1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ※稲の育苗施設、米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵施設等
要件緩和(面積要件等)		<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金

4. その他の優遇措置

①農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の拡充

⇒ 優遇措置(上限助成額について各年度100万円を上乗せ)の対象地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の拡充

⇒ 認定棚田地域振興活動計画に基づく活動に対応した事業メニュー(指定棚田地域保全整備)を創設。

棚田地域振興緊急対策

⇒ 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域(見込み含む)を対象に、調査や景観修復などの同法に基づく計画の策定と活動開始に必要な取組を緊急的に支援。

令和元年度補正予算

指定棚田地域の指定及び指定棚田地域振興活動計画の認定状況

令和2年10月12日 現在

指定棚田地域

	全国	うち高知県
令和元年12月27日公示	20	0
令和2年3月16日公示	36	0
令和2年4月9日公示	223	1
令和2年5月20日公示	185	8
令和2年6月16日公示	41	0
令和2年7月10日公示	28	0
令和2年8月20日公示	12	0
令和2年9月24日公示	5	0
計	550	9

活動計画

	全国	うち高知県
令和2年7月15日認定	3	0
令和2年8月31日認定	187	0
令和2年9月30日認定	15	6
計	205	6

高知県の指定棚田地域について

■令和2年4月9日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
本山町	本山町	大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田、北山の棚田

■令和2年5月20日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
香美市 大豊町	天坪村	北川二区の棚田、北川二区の段々畑
本山町 土佐町	吉野村	汗見川の棚田
大豊町	大杉村	小川の棚田、小川の段々畑、大王上の棚田、大王上の段々畑、大王下の棚田、大王下の段々畑、杉の棚田、杉の段々畑、津家の棚田、津家の段々畑、穴内の棚田、和田の棚田、和田の段々畑、谷の棚田、谷の段々畑
大豊町	西豊永村	西庵谷の棚田、西庵谷の段々畑、東庵谷の棚田、東庵谷の段々畑、佐賀山の棚田、佐賀山の段々畑、西梶ヶ内の棚田、西梶ヶ内の段々畑、黒石の棚田、黒石の段々畑、中屋の棚田、中屋の段々畑、上東の棚田、上東の段々畑、上桃原の棚田、上桃原の段々畑、永渕の棚田、永渕の段々畑、大砂子の棚田、大砂子の段々畑
大豊町	東豊永村	八畝の棚田、八畝の段々畑、怒田の棚田、怒田の段々畑、三津子野の棚田、三津子野の段々畑、柚木の棚田、柚木の畑、蔭の棚田、蔭の段々畑、粟生の棚田、粟生の段々畑、西川の棚田、西川の段々畑
土佐町	田井村	松ヶ丘棚田、伊勢川棚田
土佐町	地蔵寺村	立割棚田、石原棚田、上地藏寺棚田、名高山棚田、下地藏寺棚田、東石原棚田
土佐町	森村	溜井棚田、白石棚田、相川棚田、高須棚田、和田棚田、中尾棚田

高知県の認定棚田地域振興活動計画について

■令和2年9月認定

市町村名	指定棚田地域	棚田の名称	協議会名称
本山町	本山町	大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田、北山の棚田	本山町棚田地域振興協議会
	吉野村	汗見川の棚田	
大豊町	天坪村	北川二区の棚田、北川二区の段々畑	大豊町指定棚田地域振興活動協議会
	大杉村	小川の棚田、小川の段々畑、大王上の棚田、大王上の段々畑、大王下の棚田、大王下の段々畑、杉の棚田、杉の段々畑、津家の棚田、津家の段々畑、穴内の棚田、和田の棚田、和田の段々畑、谷の棚田、谷の段々畑	
	西豊永村	西庵谷の棚田、西庵谷の段々畑、東庵谷の棚田、東庵谷の段々畑、佐賀山の棚田、佐賀山の段々畑、西梶ヶ内の棚田、西梶ヶ内の段々畑、黒石の棚田、黒石の段々畑、中屋の棚田、中屋の段々畑、上東の棚田、上東の段々畑、上桃原の棚田、上桃原の段々畑、永湊の棚田、永湊の段々畑、大砂子の棚田、大砂子の段々畑	
	東豊永村	八畝の棚田、八畝の段々畑、怒田の棚田、怒田の段々畑、三津子野の棚田、三津子野の段々畑、柚木の棚田、柚木の畑、蔭の棚田、蔭の段々畑、粟生の棚田、粟生の段々畑、西川の棚田、西川の段々畑	

協定書の加算の目標の確認におけるチェックリスト

未定稿

〇5期対策の加算措置は、地域の目指す目標の実現の支援措置であることを踏まえ、中山間地域等直接支払交付金の加算の目標を確認するには、以下のチェック項目を確認するようにしてください。

No	チェック項目	判断のポイント
1	・加算措置の目的に合致したものとなっているか	・その加算の内容に合致した目標となっているかどうかの確認。 (例えば生産性向上加算の目標設定において、人材確保のような他の加算に該当する目標となっていないか。)
2	・定量的な目標となっているか (超急傾斜加算を除く)	・定量的(数値を用いた目標)となっているかどうかの確認。 (例えば、「農産物のブランド化を推進する」だけでは数値的な目標ではない。ただし、〇〇法人を設立する、農家レストランを立ち上げる、など、0→1となるような目標は定量的と見なすことが可能。)
3	・他の加算と目標が重複していないか	・加算ごとに異なる目標を設定しているか確認。 (例えば広域化加算と集落機能強化加算には両方とも人材確保を目標とすることができるが、内容が重複していないか。)
4	・達成水準が、地域の状況からみて妥当なものとなっているか	・達成水準が協定の規模や地域の実情に見合ったものになっているか確認。 (例えば300haの集落協定において、担い手への集積を5年間で1ha増やす、といった地域農業の規模に見合っていない目標となっていないか。)
5	・期間は妥当なものとなっているか	・目標に対して、期間が長すぎないか、または短すぎないか確認。 (例えば容易に目標が達成でき、経費もあまりかからない取り組みにも係わらず5年間の取組期間としていないか。逆にゼロから農家レストランを立ち上げるといった目標に対して、加算の取組期間が1年間、といったように実現することが難しい取組期間となっていないか。)
6	・加算措置で受けとる交付額に見合うものとなっているか	・加算額に見合った目標であるか確認。 (例えば200万円/年の加算額に対し、30万円のドローンを1機購入し、地域内の水稻栽培面積の80%で共同防除を行う、といったような加算額に対して明らかに目標達成に掛かる経費が小さい目標となっていないか。ただし、このような場合でもオペレーター育成費や燃料費など、地域で必要な取り組みを追加したり、目標を複数設定することで、交付額に見合った取り組みにすることは可能)
7	・第3者から見て成果が分かりやすいものとなっているか	・目標は成果がわかりやすいことに加え、アウトプット(単純な行為。例えば何かを購入する、打合せや会議を行う、など。)的なものよりも、アウトカム(行為による成果。売上げが〇%増加、人口が〇%増加など)的なものが望ましい。(例えば、パソコンの〇〇ソフトを〇個購入する、打ち合わせの回数を〇回増加、会議を〇回増加、など、アウトプット的でそれだけでは成果が見えにくいものになっていないか。ただし、農業のインターンを〇名増加する、都市部での地元生産品の商談会を〇回開催する、など、アウトプット的な目標でも、地域に対する成果が分かりやすいものについては認めることが可能。)

※「例えば～」の部分については例示であり、内容によっては地域の実情に見合ったものとなる可能性もあることに留意

- 中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を受けるためには、棚田の保全等に関する定量的な目標を設定するとともに、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、集落機能強化(人材の確保を含む)及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。
- 棚田地域振興活動加算を要求している地区において、指定棚田地域振興活動計画を策定する際は、手戻りが生じないように、棚田地域振興活動加算の要件を踏まえて目標を設定するようにしてください。

指定棚田地域振興活動計画※1の目標

努力目標

(達成できない場合も可)

2 指定棚田地域振興活動の目標

【記載例】

(1) 棚田等の保全

・荒廃農地の発生防止・減少

- 令和〇年までに〇〇棚田における荒廃農地率※2を〇%から〇%に減少させる。

※2 荒廃農地面積 × 100 / (耕地面積 + 荒廃農地面積)

・担い手の確保

- 令和〇年までに〇〇棚田の保全に取り組む人数を〇人から〇人に増加させる。

・生産性・付加価値の向上

- 令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 令和〇年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量/額を〇t/円から〇t/円に増加させる。

・良好な景観の形成

- 令和〇年までに〇〇棚田に〇〇(花木等)を〇本、〇〇を〇本植栽する。

・集落機能の強化

- 〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。

・棚田を観光資源とした地域振興

- 令和〇年までに、棚田の周辺に直売所/農家レストランを整備し、年間〇円の売り上げを達成する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

- 令和〇年までに棚田米を原料とした〇〇(加工品)の販売量を〇tから〇tに増加させる。

- : 棚田の価値を活かした活動
- : 集落機能強化(人材の確保を含む)に関する目標
- : 生産性向上に関する目標

中山間地域等直接支払

加算の要件

(達成できなければ遡及返還)

棚田地域振興活動加算における目標設定

以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。

ア 棚田等の保全

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

その際、棚田の価値を活かした活動及び集落機能強化(人材の確保を含む)、生産性向上に関する目標を含めること。

- 目標が達成できない場合は加算分の交付金返還となる
- 目標達成の期限は交付期間中に設定(遅くとも令和6年度まで)
- 認定棚田地域振興活動計画における目標と整合を図る。ただし、数値目標は、対象範囲や目標年度が集落協定と異なる場合もあるため必ずしも一致しなくて良い。

加算を念頭に目標を設定

計画と整合を図る

集落協定書(イメージ)

棚田地域振興活動加算

項目	目標
ア 棚田等の保全	令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を〇%増加する。
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	令和〇年までに〇〇棚田にコミュニティサロンを開設する。
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	令和〇年までに〇〇棚田地域における移住・定住者を〇人から〇人に増加させる。

※1 指定棚田地域振興活動計画は主務大臣の認定後、認定棚田地域振興活動計画となる。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：本山町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧本山町地域

大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田
北山の棚田

(2) 旧吉野村地域

汗見川の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

・令和6年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

②担い手の確保

・令和6年度までに棚田の保全の担い手となる新規就農者や認定農業者を確保する。(新規就農者3名・認定農業者3名)

③生産性・付加価値の向上

・令和6年度までにドローンを1台導入し、共同防除を行う。

・令和6年度までに水田センサーを導入し、労力軽減及び生産性の向上を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

・令和6年度までに本町のブランド米「土佐天空の郷」の生産面積を27haから40haへ拡大する。

②自然環境の保全・活用

・鳥獣被害対策を実施し、令和6年度までに鳥獣による農作物の被害面積と被害額を2.2ha/250万円から1.5ha/180万円に減少させる。

③集落機能の強化

・令和6年度までにコミュニティサロンを開設する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・棚田オーナー制度を取り入れ、年間5組の棚田オーナーを受け入れる。

②棚田を観光資源とした地域振興

・棚田アートや棚田散策により観光客の誘致を図るとともに、直売所を開設し、令和6年度までに年間30万円の売り上げを達成する。

3 計画期間

認定の月から～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動計画について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら、棚田の耕作放棄発生を防止する。

②担い手の確保

・関係機関や移住施策等と連携を図り、地域内外から担い手確保に取り組む。

③生産性・付加価値の向上

・ドローンや水田センサーの活用によるスマート農業の取組みを推進する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

・本町のブランド米「土佐天空の郷」の加工品販売やネット販売の強化、店頭精米等の販売促進により生産面積の拡大につなげる。

②自然環境の保全・活用

・鳥獣の侵入防止柵の設置や有害捕獲の実施など鳥獣被害防止対策を実施する。
・狩猟免許取得の補助事業を活用し、新たな有害捕獲従事者の確保に取り組む。

③集落機能の強化

・コミュニティサロンを開設し、地域住民のコミュニティ活動を促進する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・棚田オーナー制度による体験交流など交流人口の拡大を図る。

②棚田を観光資源とした地域振興

・棚田アートや棚田散策ツアー等を実施し、観光客を誘致する。
・観光イベント等と連携し、棚田の農産物を販売する。

II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記Iに掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の本山町棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

本山町棚田地域振興協議会は本山町、本山町農業委員会、(一財)本山町農業公社、高知県農業協同組合、高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、農業者で構成。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
	① 棚田地域振興活動加算	令和2年度～ 令和6年度	吉延棚田は、室町時代から開墾が始まり、三本の水路の開設により現在の状況に至った。しかし、過疎と高齢化により人手が不足し始め、山の頂上付近より、徐々に耕作困難となり始めた。そうした中、営農組合を組織し、優良農地の線引き等を行い、残された農地を将来にわたり、持続的に営農管理できる体制を整えつつある。 認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地 対象農用地面積：337,255㎡ (田337,255㎡)	[ア 棚田等の保全] 【生産性向上】オペレーターを養成し、ドローンによる共同防除を行う。協定構成員から4名のドローンのオペレーター確保を目標とする(現状0名)。 [イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] 【集落機能強化】棚田散策・棚田見学の休憩所や地域住民の憩いの場を提供するためコミュニティサロンを開設する。 [ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] 【棚田の価値を活かした活動】棚田アートや棚田散策を主とした消費者や都市住民との交流の場を提供し、棚田スポットに無人良心市、また季節により日曜祝日限定で常設市を開設する。年間売り上げ目標を、30万円とする。
	② 超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③ 集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		(人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	④ 集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤ 生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

平成30年度 多面的機能発揮促進事業
中国四国農政局長表彰 最優秀賞組織

【中山間地域等直接支払】

よしのぶしゅうらくきょうてい
「吉延集落協定」(高知県本山町)

- (1) 協定農用地面積：37.4ha
田(急傾斜36.5ha)
…水稲、米ナス、トマト
畑(急傾斜0.1ha、緩傾斜0.8ha)
…花木(黄金クジャクヒバ)
- (2) 交付金額：984万円
うち共同取組活動分 34%
体制整備単価(C要件)、超急傾斜加算(35.7ha)



【地区の概要】

四国の中央部にある本山町は、北部は高峻な石鎚山地、南部は比較的なだらかな剣山地に属し、中間部を流れる吉野川の河岸に所々狭い平地が形成されています。農業が地域の基幹産業で、水稲を中心に施設園芸、畜産などによる複合的な農業経営が行われています。

吉延集落では、平成12年度に集落協定を締結し、営農体制の整備を進め、地域の自然・棚田を将来につなぐ取り組みが行われています。

【主な取組内容】

- 過疎・高齢化が進む中、営農条件が不利な棚田において、農業機械・施設の共同利用を進めて集落営農組織を設立、認定農業者の育成と高齢農家の農作業受託を進めることで、持続可能な営農体制が確立されています。
- 中山間地域の特色を活かし、海洋深層水のにがりの散布、エコファーマーによる減農薬栽培、厳しい選別基準の設定などで米の高付加価値化に取り組み、全国的にも高い評価を得た本山町のブランド米「土佐天空の郷」の生産に取り組み、農業所得の確保が図られています。
- 鳥獣害対策、営農体制の確立により良好に保全された里山・棚田の地域資源を活かし、里山フットパス、田んぼアート・棚田コンサート開催等の取り組みにより、交流人口の拡大を図り、地域のブランド力の強化、地域の活性化が図られています。



吉延の棚田の景観



日本一に輝いた本山町のブランド米



棚田でのコンサートの開催